

高梁市公告第27号

令和5年度高梁市シティプロモーション推進委託業務について、公募型プロポーザルを行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び高梁市財務規則（平成16年高梁市規則第44号）第101条の規定により、次のとおり公告します。

令和5年7月18日

高梁市長 近藤隆則



1 業務の概要

(1) 業務名称

令和5年度高梁市シティプロモーション推進委託業務

(2) 業務の目的

本業務は、令和4年3月に策定した「高梁市シティプロモーション戦略」に基づき、本市の魅力やイメージを統一性・一貫性を持って戦略的に市内外に発信し、市民には愛着と誇りの醸成、市外の方には本市の認知度及びイメージの向上を図ることで、「交流・関係人口の拡大」、「移住・定住の促進」につなげることを目的としている。

(3) 業務内容

別紙「令和5年度高梁市シティプロモーション推進委託業務 仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

(5) 納入場所

高梁市松原通2043番地

(6) 委託上限額

5,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

(7) 発注方式

公募型プロポーザル方式

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する単独企業とする。

(1) 本業務を行う体制を有し、過去に同種又は類似業務について、地方自治体又は民間企

業での業務実績があること。(参加申込書等提出時に業務体制表(様式第4号)及び類似業務実績書(様式第5号)を提出すること)

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (3) 高梁市から入札参加停止措置を現に受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 実施年度において、高梁市の令和5年度役務・業務競争入札参加資格者名簿に登録がない者は、次に掲げる書類を参加申込書等提出時に提出すること。
 - ア. 登記事項証明書
 - イ. 財務諸表(決算書等)
 - ウ. 直近年度の国税及び地方税すべての納税証明書(未納税額がないことを確認できるもの)
 - エ. 高梁市暴力団排除条例に係る誓約書(様式第6号)

3 参加手続き

- (1) 担当部局(書類の提出先及び問い合わせ先)

〒716-8501 岡山県高梁市松原通2043

高梁市秘書企画課

TEL: 0866-21-0208 FAX: 0866-21-0261

E-mail: hisyo@city.takahashi.lg.jp

- (2) 実施要領・仕様書等に係る質問書

- ア. 質問方法

別添の質問書(様式第1号)により、電子メールにて提出すること。

※ 電子メール送信後(質問書提出後)、必ず電話で電子メールを送信した旨の連絡を行い、提出先への着信を確認すること。なお、電話又は口頭による質問は受け付けない。

- イ. 提出期限

令和5年7月25日(火)17時まで(必着)

- ウ. 提出先及び受信確認先

(1)に示す場所とする。

- エ. 回答方法

令和5年7月31日(月)に高梁市ホームページへ掲載予定。

なお、質問内容によっては回答できない場合がある。

(3) 参加申込書の提出

ア. 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、令和5年度高梁市シティプロモーション推進委託業務仕様書及び高梁市財務規則（平成16年高梁市規則第44号）等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

- ① 参加申込書（様式第2号）・同添付書類
- ② 会社概要書（様式第3号）・同添付書類
- ③ 業務体制表（様式第4号）
- ④ 類似業務実績書（様式第5号）

イ. 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。

※持参の場合の受付時間は、平日の8時30分から17時までとする。

郵便の場合は、提出期限必着とする。なお、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により書類が提出先に到達しなかったことによる異議については、申し立てることはできない。

ウ. 提出期限

令和5年8月3日（木）17時まで（必着）

エ. 提出場所

(1)に示す場所とする。

オ. 参加資格審査結果の通知

提出書類について審査の上、令和5年8月8日（火）以降、本プロポーザルの参加資格審査結果（参加資格の有無）について、参加申込みのあった全ての者に個別に電子メールで通知する。

(4) 企画提案書の提出

参加資格審査結果を受けた者の内、参加資格を有することを認められた参加者は、企画提案書等を提出してください。

ア. 提出書類

- ① 企画提案書（様式第7号）
- ② 見積書（様式第8号）

企画提案書は、A4版縦、横書き、左綴じで作成し、30ページ以内とする。ただし、スケジュール等資料の作成上A3版を利用した方が分かりやすい場合は、A3版の利用も可とする。

イ. 提出方法

持参又は郵送にて提出することとし、3（3）イによる。

ウ. 提出期限

令和5年8月25日（金）17時まで（必着）

エ. 提出場所

(1)に示す場所とする。

オ. その他

- ① 提出された企画提案書等は返却しない。
- ② 本企画提案に係る提出物は、採用提案を除いて本事業の審査以外では使用しない。
- ③ 提出後の資料の追加及び修正は認めない。
- ④ 参加申込書を提出後に辞退する場合には、参加辞退届出書（様式第9号）を提出すること。

(5) ヒアリング審査の開催・選定

企画提案書を提出した事業者を対象に提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

ア. 日時

令和5年8月30日（水）予定（詳細については、別途参加者に通知する。）

イ. 実施方法

- ① 所要時間は、1提案者につき40分以内（説明30分以内、質疑応答残時間）
- ② 審査会への出席者は、3人以内とする。

ウ. プレゼンテーションは、提出した企画提案書に基づき行うものとし、資料の追加は認めない。

4 選定方法等

(1) 選定方法

提出された企画提案書等の審査は、高梁市が設置する「高梁市シティプロモーション推進委託業務に係る公募型プロポーザル審査委員会」が行い、提出書類及びヒアリング内容を総合的に評価して、優先交渉権者を選定する。

(2) 契約の締結

審査の結果、選定された交渉権者と交渉を行い、委託候補者を選定する。優先交渉権者との契約交渉の結果、内容について合意に至った場合は、委託候補者と契約手続きを行う。

5 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に必要な経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書が次の条件の一つに該当する場合には、審査対象から除外する。

ア. 定めた提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

イ. 虚偽の内容が記載されている場合

ウ. 関係者に関する工作等不正な活動を行ったと認められる場合

エ. ヒアリングに遅刻・欠席した場合（やむを得ないと認められる理由がある場合を除く）

オ. その他、審査会において不適當と認められた場合

(3) その他詳細は、実施要領による